

## 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和59年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による改正前の沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年沖縄県条例第28号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「旧教育長給与条例」という。)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 旧教育長給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の秘書給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の旧教育長給与条例（以下「改正後の旧教育長給与条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

### (期末手当の内払)

- 3 改正後の知事等給与条例、改正後の秘書給与条例及び改正後の旧教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例、第3条の規定による改正前の沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正前の旧教育長給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の知事等の給与条例、改正後の秘書給与条例及び改正後の旧教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 理 由

期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等、教育長及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。